

会社法第 794 条及び会社法施行規則第 192 条に基づく

事前備置書面

日立金属株式会社

2021年6月8日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都港区港南一丁目2番70号

日立金属株式会社

代表執行役

執行役会長兼執行役社長 西山 光秋



当社は、2021年5月26日付で日立金属商事株式会社（以下「日立金属商事」といいます。）との間で締結した吸収分割契約書に基づき、2021年10月1日を効力発生日として、日立金属商事を吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことと致しました。

本吸収分割について、会社法第794条及び会社法施行規則第192条の定めにしたがい、以下のとおり、吸収分割契約等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くことと致します。

記

1. 吸収分割契約の内容に関する事項

- 2021年5月26日付で当社と日立金属商事が締結した吸収分割契約は、別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項について定めがないことの相当性に関する事項

- 日立金属商事は、当社の完全子会社であることから、本吸収分割に際して、日立金属商事に対して、株式その他の金銭等の交付を行いません。

3. 吸収分割会社（日立金属商事）についての事項

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

- 別紙2のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

- 該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときはその内容

- 該当事項はありません。

4. 吸収分割承継会社（当社）について、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときはその内容

▶ 該当事項はありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項

▶ 当社は、本吸収分割に際し、本吸収分割の効力発生日以降における当社の債務の履行の見込みに関して、以下のとおり判断しました。

【当社の債務の履行の見込みについて】

当社の本吸収分割後の事業活動において予想される当社の資産及び負債の額及び収益状況について検討したところ、当社の負担する債務の履行に支障を及ぼす事象の発生及びその可能性は、現時点において認識されておりません。このため、当社は、本吸収分割の効力発生日以後の当社の債務の履行につき履行の見込みがあると判断しております。

以 上

吸収分割契約書

日立金属株式会社

日立金属商事株式会社

吸収分割契約書

日立金属商事株式会社（以下「甲」という。）及び日立金属株式会社（以下「乙」という。）は、甲が営む電子材事業、産機材事業（精密自動車鋳物、射出成型機用部品、精密鋳造品、設備配管機器）、磁性材料事業、軟磁性材料事業、及び電線材料事業（建設用電線及び産業用電線を除く）の営業部門（これらを総称して以下「本承継事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（本吸収分割の方法）

甲は、本契約の定めるところに従い、会社法第 2 条第 29 号に定める吸収分割により、甲が本承継事業に関して有する第 3 条に定める資産、債務、契約及びその他の権利義務（以下「本権利義務」という。）を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第 2 条（当事者の商号及び住所）

吸収分割会社である甲及び吸収分割承継会社である乙の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：日立金属商事株式会社

住所：東京都港区港南一丁目 2 番 70 号

（乙）吸収分割承継会社

商号：日立金属株式会社

住所：東京都港区港南一丁目 2 番 70 号

第 3 条（承継する権利義務）

本吸収分割により、甲が乙に分割し乙が甲から承継する本権利義務は、別紙「承継対象権利義務明細表」に記載のとおりとする。但し、法令等に基づき本吸収分割によって乙が承継することができない権利義務についてはこの限りではない。

第 4 条（本吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対して、本権利義務の対価を交付しない。

第 5 条（効力発生日）

本吸収分割の効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2021 年 10 月 1 日とする。但し、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲

及び乙は、協議のうえ合意により、本効力発生日を変更することができる。

第 6 条（分割承認株主総会）

甲は、会社法 784 条第 1 項の規定により、本契約につき会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行うものとする。

2. 乙は、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約につき会社法第 796 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行うものとする。

第 7 条（善管注意義務）

甲は、本契約締結後、本効力発生日に至るまで善良なる管理者の注意をもって本承継事業にかかる業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲及び乙が協議のうえ合意により、これを行う。

第 8 条（競業禁止義務）

甲及び乙は、甲が本効力発生日以降も、本承継事業について、乙に対して一切の競業禁止義務（会社法第 21 条に基づく競業禁止義務を含む。）を負わないことを確認する。

第 9 条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後、本効力発生日までの間において、本吸収分割の実行の支障となる事態若しくはそのおそれが生じた場合、又はその他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議のうえ合意により、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 10 条（本吸収分割の効力）

本吸収分割は、本効力発生日の前日までに本吸収分割の実行に必要とされる関係官庁の許認可等が得られない場合には、その効力を失う。

第 11 条（対抗要件の具備及び費用負担）

甲及び乙は、本権利義務のうち、登記、登録、通知、承諾その他の手続きをその移転又は対抗要件具備のために必要とするものについて、相互に協力して当該手続きを行うものとする。

2. 前項に定める手続きに要する費用（公租公課を含む。）の負担については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

第 12 条（準拠法・管轄）

本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

2. 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 13 条（協議事項）

本契約に定めのない事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙間で協議のうえ合意により、これを定める。

[以下余白]

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、甲が原本を保有し、乙がその写しを保有する。

2021年5月26日

甲：東京都港区港南一丁目2番70号
日立金属商事株式会社
代表取締役社長 瀬尾 武久

乙：東京都港区港南一丁目2番70号
日立金属株式会社
代表執行役 執行役会長兼執行役社長 西山 光秋



別紙

承継対象権利義務明細表

1. 資産

本効力発生日において本承継事業に属する以下の資産

(1) 流動資産

- ・ 棚卸資産
- ・ 前払費用
- ・ その他流動資産

(2) 有形固定資産

- ・ 建物 附属設備
- ・ 工具、器具及び備品
- ・ 減価償却累計額（承継される固定資産にのみ対応）

(3) 無形固定資産

- ・ ソフトウェア（仮勘定含む）

(4) 以下の保有株式

本項に列挙する株式以外の保有株式は承継しない。

- ・ 日本リーテック株式会社
- ・ オーエスジー株式会社
- ・ 株式会社リケン、
- ・ 日本電設工業株式会社

(5) その他の固定資産

- ・ 敷金及び保証金
- ・ ゴルフ会員権（法令上または契約上承継できないものを除く。）

(6) 繰延税金資産

2. 負債

(1) 預り金

(2) 未払金

(3) 未払費用

(4) リース債務（流動負債・固定負債）

(5) その他有価証券評価差額金

3. 知的財産権

対象なし

4. 契約（雇用契約を除く）

本効力発生日において本承継事業に関して甲が締結している、売買契約、賃貸借契約、業務委託契約、リース契約その他甲及び乙が別途合意した契約に係る契約上の地位及び権利義務。但し、当該契約上の地位等を乙が承継することにより甲又は乙に不利益が生じる等の事情が生じた場合には、甲及び乙は、協議のうえ合意により、当該契約上の地位等を本権利義務から除外することができるものとする。

5. 雇用契約

本効力発生日において本承継事業に従事している従業員（派遣社員は含まない。以下同じ。）との間の雇用契約に係る契約上の地位及び権利義務については、以下のとおりとする。

- (1) 本効力発生日において本承継事業に従事している従業員との間の雇用契約に係る契約上の地位及び権利義務は、乙に承継されないものとする。但し、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律に基づき乙が承継しなければならない従業員との間の雇用契約に係る契約上の地位及び権利義務については、この限りではない。
- (2) 本効力発生日において本承継事業に従事している従業員のうち、甲及び乙が別途合意した従業員については、甲に在籍させたまま乙に出向させ、本効力発生日後も、本承継事業に従事させるものとする。

6. 許認可等

甲が本効力発生日において本承継事業に関して取得している一切の許可、認可及び登録、届出等のうち法令上承継可能なもの。但し、甲が引き続き保有する必要のあるものは除く。

以 上

第85期

事業報告

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

日立金属商事株式会社

東京都港区港南一丁目2番70号

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当会計年度における世界経済は米中貿易摩擦による中国経済の減速により景気が下振れしました。第3四半期以降は半導体や次世代通信（5G）関連材を中心に景況感が底を打ち始めましたが、中国で新型コロナウイルスの感染症が拡大し自動車産業等製造業の生産を停止する動きが広がりました。やがてこの新型ウイルスはアジア、欧州諸国へと感染が広がりリーマンショックを越える経済状況になりつつあります。日本経済は上半期、中国をはじめとするアジア地域への半導体関連部材、精密機器、工作機械等の輸出が減少しましたが、2020年のオリンピック・パラリンピック関連や首都圏の再開発案件等の国内建設電販分野がピークを記録しそれをカバーする形となりました。10月からスタートした消費増税は家電や小売業の一時的な下振れはあったものの軽減税率の導入などにより経済への大きな影響はありませんでしたが、第4四半期に入りこの新型コロナウイルスが蔓延し始め、観光業、サービス業の落ち込み、さらに2020年オリンピック・パラリンピックの1年延期、世界各国での工場封鎖やサプライチェーンの崩壊が国内製造業の減産を余儀なくさせています。新型コロナウイルスの感染が収束しつつある中国では新車購入の補助金政策による消費の刺激により一部地域では需要底入れの兆しも出てきており国内においても早期の感染収束を願うところです。

当社の業績は世界市場の影響を受けるエレクトロニクス分野と自動車分野で減収、内需喚起施策の恩恵を受けた電線材料を中心に産業インフラ分野で増収となりました。売上高は前期比92%の126,278百万円、営業利益は358百万円減の2,284百万円と、減収減益となりました。当期純利益は倉庫不動産の売却による特別利益があり前期比2,984百万円増の4,857百万円となりました。

部門別の状況は以下の通りであります。

【産業機器材】

産機材は、上半期は米中貿易摩擦の進展による中国経済の低迷により、主力のFA・工作機械関連製品、半導体製造装置関連製品、自動車関連製品が軒並み低調に推移。一部好調な半導体測長装置用部材を除いては、下半期も米中摩擦の激化と1月以降の新型コロナウイルス発生による世界経済の急減速の影響により、この傾向は更に加速、通期で減収、減益となりました。

【電子材料】

電子材料は、上半期は米中貿易摩擦の影響により、半導体材料、車載部品、電池用部材等、主要部門のいずれも低調に推移、下半期には水晶、ディスプレイ等、スマートフォン関連製品で回復の兆しも見られたものの、1月以降の新型コロナウイルス発生による世界経済の急減速の影響で、通期では減収、減益となりました。

【磁性材料】

磁性材料は、上半期にハイブリッド車用とアンジュレータ等で好調さが見られたものの、下半期は主力のスマートフォン関連、工作機械関連、自動車関連とも、米中貿易摩擦の進展並びに新型コロナウイルスによる世界景気減速の影響を受け、今期は大幅な減収、減益となりました。

【軟磁性材料】

EV関連需要は、上半期に欧米市場で増加傾向でしたが、中国の景気減速により中国市場の伸びが低迷、通期では計画未達に終わりました。主力の蓄電太陽光関連も、蓄電システムは比較的堅調に推移したものの、住宅用太陽光設備需要は伸び悩み、全体としては対前年比で減収、減益となりました。

【産業電線】

鉄道車両用電線は、日立製作所のタイ案件に加え、新幹線向け等の需要にも恵まれ、増収となりました。産業インフラ関連は、鉄鋼関係は比較的堅調でしたが、水処理案件・計装分野を中心に減収となりました。医療機器用電線は前期並みの水準。FA・工作機械分野は、米中貿易摩擦による主要顧客の中国向け需要の著しい落ち込みにより、対前期比で減収、産業電線部門全体では前期比で減収減益となりました。

【電設部門】

上半期は、東京オリンピック・パラリンピック関連需要が納入のピークを迎え、また、eコマースやインバウンド需要に対応するための大型無人倉庫への設備投資やデータセンタの増強案件も重なり、好調に推移しま

した。下半期は大型案件のピークは過ぎたものの、オリンピック・パラリンピックにより先送りされていた中小案件が堅調に推移し、通期では増収増益となりました。

	前年度		当年度		前年度比増減
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)
金属材料	61,530	45	57,166	45	△4,364
磁性材料	14,956	11	12,096	10	△2,860
電線材料	59,525	44	57,015	45	△2,510
代理購買	3	0	1	0	△2
合計	136,014	100	126,278	100	△9,736

(注) 百万円未満を切り捨て表示しております。

金属材料の伸銅品は、前年度売上高に15,546百万円、当年度売上高に14,700百万円含まれております。

(2) 重要な設備投資等の状況

当期会計年度で倉庫不動産の土地258百万円、建屋25百万円、構築物1百万円を売却いたしました。

(3) 重要な資金調達の状況

当会計年度は外部金融機関よりの資金調達はありません。

*尚、当社は日立金属株式会社が国内グループ会社資金の有効活用の目的で運用しているキャッシュプールシステムに加入しており、当期末においては8,247百万円の預け入れとなっております。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

重要な株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分はありません

(5) 当社が対処すべき課題

新型コロナウイルスの感染拡大で景況感が悪化している中、従前にもましてお取引先との連携を密に、営業の質の向上に努めてまいります。近年、当社はペーパーレス化による業務効率化をはかり、年間労働時間も昨年に引き続き2000時間以内となる1940時間を達成、3か年で70時間/人/年の短縮を実行しました。また在宅勤務等テレワークに対応できるインフラ環境を整備してまいりました。今後も社員が働きやすく働がいのある職場環境を提供してまいりますとともに、日立金属グループの販社としてお客様に喜んで頂ける高機能材料の提供に努めてまいります。

(6) 財産及び損益の状況

	第82期 (平成28年度)	第83期 (平成29年度)	第84期 (平成30年度)	当期 (平成31年度)
受注高(百万円)	113,661	124,245	132,670	124,973
売上高(百万円)	109,444	121,195	136,014	126,278
当期純利益(百万円)	1,686	1,806	1,873	4,857
1株当たり当期純利益(円)	228.37	244.70	253.72	657.93
純資産(百万円)	16,858	17,655	17,812	20,753
総資産(百万円)	45,716	52,400	54,309	55,101

(注) 1株当たり当期純利益を除き、百万円未満を切り捨て表示しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

当社の親会社は日立金属株式会社で、同社は当社の株式を7,383千株(出資比率100%)保有しています。
当社は日立金属グループの国内販社として、当該親会社から商品の仕入を行っています。

②親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社等との取引に関して、市場価格や市場金利を勘案し取引を行っております。また、当社取締役会は同様の理由で、親会社との取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

(8) 主要な事業内容

主要製品	
電子材料 電池材、リードフレーム材(Ni系、Cu系)、封着材、抵抗材、放熱材(クラッド材)、低膨張材、金属箔 Cuコアボール、アモルファスろう材、金属基複合材料 スパッタリングターゲット材(液晶、半導体、磁気記録、太陽電池)	
産業機器材 航空・宇宙機器材(ジェットエンジン耐熱部材) エネルギー材(ガスタービン部材、タービンブレード材) 自動車部材(エンジンバルブ材、ピストンリング材、ベーン、ターボチャージャー部材) 半導体製造・検査装置部材(描画装置、ロボットハンド) 各種圧延ロール、射出成形機用部材(耐熱耐食用シリンダ、スクリュ)、鋳鋼品、鍛鋼品、 精密鋳造品、切削工具、金型材、替刃材、チルドタワー	
伸銅品 半導体用平条(リードフレーム、ヒートスプレッダー)、異型条(パワートランジスタ、車載部品) 産業用平条(遮蔽テープ、トランス、端子、モーター用コンミテーター) 銅帯(配電盤、発電機、給電プラント用銅帯)、銅棒(端子、真空遮断機、リレー) 異型管(マグネットコイル、炉体冷却用銅管)、機械加工品(電子管、加速器、高純度無酸素銅部品)	
磁性材料・応用品 硬質磁性材料・部品(各種モーター用マグネット)、各種マグネット(フェライト、希土類、ボンド、 磁粉)マグネット応用品(リニアステージ、アンジュレータ、各種磁気回路) 軟質磁性材料・部品(EMC・ノイズ対策材料/部品 ファインメット、アモルファス、ソフトフェライト) パワーモジュール関連製品(SiC基板、窒化珪素基板) 複写機部材・プリンター部品(パンチ/カッターユニット、トナーセンサー、マグネットロール) IT機器用材料・部品(アイソレータ、小型積層部品)、電鍍転写リード	
電線材料 電線、ケーブル、光ファイバケーブル、情報通信機器及びシステム、工業用ゴム製品、巻線	

(9) 主要な営業所

名称		所在地	名称		所在地
本社		東京都	営業所	水戸営業所	茨城県
支店	北日本支店	宮城県		高崎営業所	群馬県
	茨城支店	茨城県		信州営業所	長野県
	中部支店	愛知県		静岡営業所	静岡県
	関西支店	大阪府		中国営業所	広島県
	九州支店	福岡県			

(10) 従業員の状況(令和2年 3月末在勤人員)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
450名	+22	43.8歳	17.1年

(注1) 上記従業員には出向受入が加味されております。

(注2) 上記従業員のほか、派遣社員 38名が在勤しております。

2. 株式会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 10,000,000株
(2) 発行済株式の総数 7,383,200株
(3) 株主数 1名
(4) 大株主

株主名	当社株式の保有状況	
	持株数	所有比率
日立金属株式会社	7,383,200株	100%

3. 株式会社の会社役員に関する事項(令和2年 3月 31日 現在)

取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況または主要な兼職の状況
代表取締役社長	瀬尾 武久	
常務取締役	小御門 猛	営業本部長
取締役	向井 正樹	管理本部長
取締役	町田 進	開発営業センター長
取締役	村内 卓司	日立金属(株) 理事 営業本部副本部長 兼 西日本支社長
取締役	妹尾 信夫	日立金属(株) 金属材料事業本部 企画部長
取締役	武田 信宏	日立金属(株) 機能部材事業本部 企画部長
取締役	井内 利幸	日立金属(株) 機能部材事業本部 企画部主管部員
監査役	杉山 文康	

(注) 1. 上記、取締役の担当等については一部令和2年3月31日で表記しております。

2. 当事業年度の末日後における取締役の地位の異動は、次の通り。

異動前	異動後	氏名	異動年月日	担当の主要な兼職の状況
取締役	退任	井内 利幸	令和2年 4月 1日	

4. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

5-1. 取締役会の決議の内容の概要

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (会社法第362条第4項第6号)

・監査役が業務監査権限を持ち、各取締役の担当業務の執行状況を確認します。

- ・ 監査役は取締役会に出席し、取締役会の出席及び審議の状況を確認します。
 - ・ 法令違反行為の予防のために、親会社の内部通報制度を活用します。
 - ・ 取締役は就任に当たり、宣誓書を兼ねた就任承諾書を会社に提出しています。
- (2) その他当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備 (会社法第362条第4項第6号)
- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 (会社法施行規則第100条第1項第1号)
 - ・ 取締役会議事録は担当の取締役が作成し、総務部に保管します。
 - ・ 各取締役が担当業務に関して行う決定は、決裁文書によって行い、総務部に保管します。
 - ・ 上記の議事録及び決裁文書は10年間保管します。
 - ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 (会社法施行規則第100条第1項第2号)
 - ・ 取締役会決議事項を定め、業績に重要な影響を与える事項は、取締役会で審議し、決定した後に実行します。
 - ・ 製品の品質管理に関するマニュアルを作成し、営業の関連部署に備え置きます。
 - ・ 取引先の信用リスクについては、外部調査機関の情報も活用して管理します。
 - ・ コンプライアンス、情報セキュリティ及び環境に関するリスクについては、親会社が提示する規則のモデルや対応事項に従い、規則を制定するなどの対応を図ります。また、不明な点は親会社の担当部署と連絡をとる体制を活用して対処します。
 - ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (会社法施行規則第100条第1項第3号)
 - ・ 業務執行の目標の明確化及び採算の徹底のため、製品毎に目標値を年度予算として策定し、それに基づく業績管理を行います。予算及び実算については、取締役会で審議・報告します
 - ・ 取締役は、親会社が実施した内部監査の結果について、報告を受けます。
 - ④ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (会社法施行規則第100条第1項第4号)
 - ・ 就業規則の周知を図るために担当の取締役が就業規則を掲示します。
 - ・ 毎年度策定している社長方針において、法令遵守を繰り返し強調することとし、必要に応じて、全従業員に書面で配布して周知徹底します。また、親会社から提供される資料等を活用して、法令遵守教育を実施します。
 - ・ 法令違反行為の予防のために、親会社の内部通報制度を活用します。
 - ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 (会社法施行規則第100条第1項第5号)
 - ・ 子会社の業務の適正を確保するため、当社における体制を基本として、子会社に対してその規模に応じた体制の整備を行わせます。
 - ・ 兼務役員等を通じて、日立金属グループが目指すべき価値の共有を図ります。
 - ・ 親会社との取引は市価によることとしています。
 - ・ 営業外の非通例的取引を親会社と行う場合には、取締役会にその内容を報告します。
 - ・ 子会社との取引は市価によることとしています。
 - ・ 営業外の非通例的取引を子会社と行う場合には、取締役会にその内容を報告します。
 - ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 (会社法施行規則第100条第3項第1項)
 - ・ 監査役が補助者を必要とするときは、担当の取締役にその旨を連絡し、担当の取締役は必要な措置を講じるように努めます。
 - ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 (会社法施行規則第100条第3項第2号、第3号)
 - ・ 監査役の要請によって、その職務を補助することとなった使用人については、担当の取締役から、上長に対して業務上の配慮を要請します。

- ⑧ 監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第4号、第5号）
- ・ 予算の実推値については、担当の取締役から毎月監査役に報告します。
 - ・ 各取締役が担当業務に関して行った決定を記録した決裁文書の内容については、監査役の要求があればその都度、通常は3ヵ月に一度、監査役に報告します。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第6号、第7号）
- ・ 監査役は、取締役社長と必要に応じて意見交換を実施します。
 - ・ 監査役は、親会社が実施した内部監査の結果について、報告を受けます。
 - ・ 監査役は監査及び会計に関する知識の習得に努めます。

5-2. 体制の運用状況の概要

① コンプライアンス

当社は、毎期策定している社長方針において法令遵守を繰り返し強調しております。

当期は、親会社にて改訂されたCSRガイドブックを全員に配布するとともに、親会社が実施するコンプライアンス研修を開催（当期は10月、11月、12月に全社で計10回開催）しました。

また、eラーニング形式によるコンプライアンス教育も実施しました。

CSRガイドブックでは経営理念・社是の他、「法を守り正道を歩む」を基本とした「日立金属グループ行動規範」等が解説されており、当社全ての役員・従業員の判断の拠り所や取るべき行動、また人権意識や各種ハラスメント抑止意識についての理解を深め、これらの研修を通じてその浸透に努めています。

② リスク管理

コンプライアンス、反社会的勢力、財務、調達、環境、災害、品質、情報管理、輸出管理等に関するリスクについて、親会社が提示する規則のモデルや対応事項に従い規則を制定・改定するなどの対応を図り、リスクの回避、予防および管理をしております。また、以前より導入している「安否の番人」システムの一斉訓練を実施するなど、不測の事態に備える活動を強化しています。

親会社と連携してBCP（事業継続計画）の策定および見直しにも取り組んでいます。

③ 財務報告に係る内部統制の有効性評価

当社は、内部統制責任者及び事務局責任者を設置しております。内部統制責任者は、毎期、親会社の定めた評価方針に従い財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を評価し、その結果を取締役会及び親会社に報告しております。

6. 株式会社の状況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

監査報告書

監査役は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から報告を受けました。
- (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの親会社等との取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び同号ロの当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (4) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一、 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二、 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 三、 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四、 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月2日

日立金属商事株式会社

監査役 杉山 文康

